

## 木島平村空き家活用等補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、木島平村（以下「村」という。）における空き家の有効活用をと  
おして、村への移住定住の促進及び廃屋化防止に資するため、木島平村空き家活用等  
補助金（以下「補助金」という。）の交付について、木島平村補助金等交付規則（昭  
和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

- (1) 空き家 過去に人の居住の用に供したことがある木島平村空き家情報登録制度  
実施要綱（平成24年木島平村訓令第10号）（以下「空き家バンク」という。）第2  
条第1項第1号に登録されている建物及び付随する土地をいう。
- (2) 定住 村の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら村内に置き、  
5年以上居住することをいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸及  
び管理を行う者

(補助対象の空き家)

**第3条** 補助金の対象となる空き家は、次の各号のいずれかに該当する空き家とする。

- (1) 補助金の申請年度内に空き家の改修、又は、家財搬出及び家屋内外の清掃等  
（以下「家財搬出等」という。）に係る事業が完了するもの
- (2) 補助金の申請年度内に延べ床面積が70㎡以上の空き家を購入し、売買契約が完  
了するもの

(補助金の交付対象者)

**第4条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6か月以内に入居予定者がいる空き家の所有者等
- (2) 定住するために所有者等から1年以内に空き家を購入し、補助金の交付申請時  
に40歳以下の者又は20歳以下の子と同居する60歳以下の者
- (3) 定住するために所有者等から1年以内に空き家を賃借し、補助金の交付申請時  
に40歳以下の者又は20歳以下の子と同居する60歳以下の者
- (4) 所有者等から賃貸業を目的として空き家を購入し、6か月以内に貸し出す予定  
のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者から

除く。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び同一世帯に属する者が、市町村税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
  - (3) 村が施行する住宅の改修等にかかる補助金を受けている者
  - (4) 3親等内の親族から空き家を取得又は賃借する者
  - (5) 3親等内の親族へ空き家を賃貸する所有者等
  - (6) 賃借する所有者等から改修に係る同意が得られていない者
- （補助対象経費、補助金額）

**第5条** 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 申請者は、事業実施前に木島平村空き家活用等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなければならない。この場合において、申請は空き家1軒につき別表に規定するいずれか1回限りの申請とする。ただし、転居等により申請者が異なる場合には同一空き家でも再申請することができるものとする。

- (1) 市町村税等の納付状況及び住民登録状況等確同意書
- (2) 定住誓約書
- (3) 事業実施に係わる経費の見積りの写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定および通知）

**第7条** 村長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木島平村空き家活用等補助金交付決定・却下通知書（様式第2号。以下「交付決定・却下通知書」という。）により申請者に通知する。

2 申請者は、事業の実施により交付決定となった額に変更を生じる場合には、変更に係わる申請書を村長へ提出するものとする。

3 村長は、変更に係わる申請書を受理したときはその内容を審査し、交付決定・却下通知書を申請者へ通知する。

（事業完了実績報告）

**第8条** 申請者は事業完了後速やかに、木島平村空き家活用等補助金事業完了実績報告書（様式第3号。以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、

村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の改修又は家財搬出等を実施した場合には、事業の実施を確認できる書類、事業実施により支出した経費の内訳及び領収書の写し
- (2) 空き家の取得を実施した場合には、当該空き家を取得した売買契約書の写し及び事業実施により支出した領収書の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項に規定する完了実績報告書が提出された場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき額を確定し、木島平村空き家活用等補助金額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知」という。）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第9条** 前条の規定による確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、木島平村空き家活用等補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

（補助金の交付）

**第10条** 村長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

**第11条** 村長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付を取消し、既に交付した補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する交付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 補助金の交付の日から起算して5年を経過するまでに、本補助金により事業実施した住宅を取り壊し、又は売却したとき。
- (4) 補助金の交付の日から起算して5年を経過するまでに、本補助金により事業実施した住宅へ入居しなかった場合及び転居等により再び空き家に帰したとき。

2 村長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、木島平村空き家活用等補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

3 第1項第1号の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金の全額とする。

4 第1項第2号から第4号の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金交付後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。
- (2) 1年を超え2年以内のときは、補助金の5分の4の額とする。
- (3) 2年を超え3年以内のときは、補助金の5分の3の額とする。

(4) 3年を超え4年以内のときは、補助金の5分の2の額とする。

(5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の5分の1の額とする。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 別表

事業名	補助対象経費	補助金額
空き家活用事業	空き家の家財搬出及び家屋内外の清掃に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。
空き家取得事業	空き家バンク第2条第1項第1号に登録されている建物及び付随する土地の取得費	補助対象経費の10%以内の額とし、50万円を限度とする。 ただし、申請者が18歳以下の扶養する子と同居する者である場合は、子1人当たり5万円を加算することとし、加算額は15万円を限度とする。
空き家改修事業	村内に営業所を有する事業者又は個人事業者により施工する20万円以上の空き家の改修経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。